

協 定 書

災害発生時における石狩市内郵便局と石狩市の協力に関する協定書

日本郵便株式会社北海道支社

石 狩 市

災害発生時における石狩市内郵便局と石狩市の協力に関する協定

石狩市内郵便局（以下「甲」という。）と石狩市（以下「乙」という。）は、石狩市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第2項に定める災害時又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急処理事態における災害を含む。）が発生し、若しくは発生のおそれがある場合に必要な事項に関して、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

なお、平成25年2月6日に甲と乙との間で締結した「災害発生時における石狩市内郵便局と石狩市の協力に関する協定」は、本協定締結日の前日を以ってその効力を失うものとする。

（協力要請）

第1条 甲及び乙は、石狩市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲が収集した被災者の同意の上で作成した避難者リスト等の提供

(3) 甲又は乙が有する避難所開設状況等の情報の相互提供

(4) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(5) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(6) 甲が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供

(7) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び甲による郵便物の取集・交付等

(8) 避難所における避難先届（別記第1号様式）及び転居届の回収箱の設置並びに甲によるこれら届出書の配布・回収等

(9) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

(10) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第2条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（会議）

第3条 甲は、業務の遂行に支障のない範囲内で、乙が開催する防災会議に出席する。

（訓練）

第4条 甲は、業務の遂行に支障のない範囲内で、乙が行う防災訓練に参加する。

(経費の負担)

第5条 本協定に基づき甲又は乙が実施した業務に要した費用は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。
2 前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

(災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 本協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 日本郵便株式会社 石狩郵便局長
乙 石狩市総務部総務課 危機管理担当課長

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれよりも異議の申し出がない限り、本協定は更に1年間期間を延長するものとし、以降もこの例に従う。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年6月29日

甲 札幌市中央区北2条西4丁目3
石狩市内郵便局
代表 日本郵便株式会社北海道支社長 中 江 紳 悟

乙 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 田 岡 克 介